

神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、5人以内とし、会議の都度、委員長が会議室の定員等を考慮して定める。

2 傍聴の申込みの受付は、委員会の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

3 前項の規定による傍聴申込み者の数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条第3項の規定により決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示をさせることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成21年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月26日から施行する。